## 7・7 その他

## 7.7.1 平成 24 年度外航労働協約改定交渉

外航労務部会と全日本海員組合の本交渉は、平成 24(2012)年 3 月1日以降計4回の交渉 を経て 3 月 30 日に、下記の通り合意した。概要は以下の通り。

- (1)全日本海員組合の要求
  - ①航海日当の増額(現行比8%Up)
  - ②海上ブロードバンドサービスの拡充
    - ・海上ブロードバンドを既に導入している船舶について 福利厚生の一環として、船陸間通信の使用を乗組員に解放し、インターネット や E メールの無料使用を認める。
    - ・海上ブロードバンドサービスを導入してない船舶について 福利厚生の一環として、平成24(2012)年4月から5年以内の期間を目途に海上ブロードバンドサービスの導入を求め、導入後は、上記同様乗組員にインターネットやEメールの無料使用を認める。
- (2)「平成24年度 外交労働協約改定交渉委員会」での交渉経緯の概要 (開催場所 ホテルマリナーズコート東京 2階ホール)

【第1回交渉】3月1日 14:00~14:30: 労使代表挨拶、

組合要求の趣旨説明

【第2回交渉】3月8日 14:00~15:10 : 組合要求の詳細説明

【第3回交渉】3月22日 14:00~15:40:船社回答、逐条審議

【第4回交渉】3月30日 14:00~17:30: 小委員会を断続的に開催し、

打開策を協議、妥結

## (3)妥結内容

①156条(航海日当)

「航海日当協議会」を新たに設置し、航海日当額ならびに非課税枠拡大への取り組みを含め協議する。

②海上ブロードバンドサービス導入船舶について

組合員の福利厚生の一環として、業務に支障がない範囲で、1日のうちの一定の時間帯において船陸間通信の使用を乗組員に開放し、インターネットやEメールの無料使用を認める。具体的な運用方法については、各社と組合担当支部が協議し決定する。

## 7.7.2 外航労使懇談会

平成 24 年度外航労働協約改定交渉の後、組合側から様々な労使案件に関し、労使間で自由に意見交換できる場を設けたいとの申し入れがあり、船社側もこれを受け、外航労使懇談会が設置されることになった。

平成 24(2012) 年 4 月 23 日、第 1 回外航労使懇談会が開催され、主に船員教育機関への 進学を推奨する広報活動等について、労使の意見交換が行われた。